

2026年2月4日

ミャンマー ビジネスサポートデスク 西垣 充

「ミャンマー総選挙と一時帰国手続き厳格化」

ミャンマー総選挙をめぐる動向と日本政府の見解

1月25日、第三回選挙が全国各地で実施されました。連邦選挙管理委員会(UEC)は、2月3日に国営メディアを通じて、国軍系の勢力が上下両院の8割超の議席を占めたと発表しました。連邦選挙管理委員会によれば、三回行われた選挙はいずれも投票率が50%を超え、選挙期間中に大きな混乱はなく、各地で実施されたとしています。

また、地元メディアによると、ミン・ウン・フラン総司令官は今回の選挙について、国際社会の承認の有無は気にしないとの考えを示しました。選挙はミャンマー国内の国民が投票するものであり、外国の承認は不要であると主張し、「国民が投票することを我々は承認する」と述べたと伝えられています。これに対し、日本政府は外務大臣談話として、次のような見解を発表しました。

『現「政権」に対し、ウン・サン・スー・チー氏を含む被拘束者の解放や、当事者間の真摯な話を始めとする政治的進展に取り組むよう繰り返し求めてきましたが、こうした取組が選挙実施に至るまでに実現しなかったことは遺憾です。今後も、政治的進展に向けた動きや、それに続く民主的体制の回復に向けたプロセスを注視するとともに、引き続き、空爆を含む暴力の停止や被拘束者の解放など、情勢改善に向けた働きかけを強化していきます。同時に、苦難に直面するミャンマー国民を支えるとの一貫した方針の下、人道支援や国民生活の向上のための支援については、引き続き、ミャンマーの人々に直接裨益する形で積極的に行っていきます。』

国軍報道官によれば、3月中に議会を招集し、4月中に新政府が政権を担うと言及しています。

OWIC保有者の一時帰国手続き厳格化について

2026年1月12日より、OWIC(Overseas Worker Identification Card)所有者がミャンマーへ一時帰国する際には、帰国時に空港の入国管理当局へ申請を行い、出国日、所属企業からの帰国指示書、人事部の連絡先等を労働省へ事前に申告することが必要となりました。労働省からの許可を得た後に再出国が可能となります。許可取得には通常3~5日を要するとされています。また、提出書類に不備がある場合には、再出国が認められない可能性があります。

OWICの裏面には所属企業名が記載されており、転職した場合にはカードの再申請が必要です。実際に、カードに記載されている所属企業名と、帰国指示書の発行元である企業が異なる場合に問題となるケースも確認されています。そのため、来日後に転職を行ったミャンマー人労働者については、OWICを取得していたとしても、実質的に一時帰国が困難となる場合があるため、十分な注意が必要です。

以上